

「安全工学」投稿規程

(昭和37年4月1日 制定) (平成28年4月15日 改訂)

1. 学会誌の目的

本学会誌は安全工学に関する科学と技術上の新しい発見、創造、理論、知識ならびに重要な経験、事例、調査結果などを広く会員に伝えることを目的とする。

2. 学会誌の内容 (記事の種類)

本学会誌の記事は、安全への提言、総説、論文、技術ノート、トピックス、資料、災害事例分析、災害事例、図書紹介、我が社の環境安全活動、研究施設・研究活動紹介、学術活動報告、新製品紹介、事故・災害ニュース、談話室、安全工学用語、その他の項目、および会告・会報よりなる。

2.1 安全への提言

企業などの安全関係の責任者、あるいは安全に関する研究開発の責任者などの立場からの提言。

2.2 総 説

安全工学にとって重要なテーマを取り上げて、既発表の研究成果を骨子としながら解説・論評したもの。

2.3 論 文

安全工学に関する独創的な研究で価値ある事実あるいは結論を含み、印刷物として未発表のもの。

2.4 技術ノート

論文に準ずる内容であるが、断片的な研究、現場の調査や実験などで新しい事実とデータを含むもの、あるいは重要な発明、発見、提案などで速報を目的とするもの。いずれも印刷物として未発表のものに限る。

2.5 トピックス

安全工学の関係者に有用な情報で、社会的なできごとなどを速報するもの。

2.6 資 料

安全工学関係者が業務を行う上で必要なデータや情報を提供するもの。

2.7 災害事例分析

ある災害について、あるいは多くの災害事例のなかから共通するものを取り上げ、これら災害の内容を調査、分析したもの。

2.8 災 害 事 例

最近話題となった災害を取り上げ、速報的に読者に紹介するもの。

2.9 図 書 紹 介

安全工学の関係者に推薦できる図書を紹介するもの。

2.10 我が社の環境安全活動

各社の環境安全対策の担当者や安全工学の研究者の参考になるように、環境安全対策上の成果をあげた事業所、あるいは環境安全に特に留意している事業所の対策の実際を紹介するもの。

2.11 研究施設・研究活動紹介

安全工学をテーマに研究を行っている会員らの研究施設や研究活動を紹介するもの。

2.12 学術活動報告

安全工学研究発表会など学会が関与した学術活動を報告するもの。

2.13 新製品紹介

安全対策の向上に役立つような新製品を紹介するもの。ただし、法人会員に限り投稿できる。

2.14 事故・災害ニュース

社会的なニュースとなっている事故や災害についての情報を伝えるもの。

2.15 談 話 室

旅行記、見聞記、新しい情報の紹介、安全の歴史など自由な発想を簡単にまとめたもの。

2.16 安全工学用語

安全工学の領域で使われている用語、略語などについて解説するもの。

2.17 その他の項目

上記の項目に分類されない論説、評論、討論などの扱いは、掲載のつど、編集委員会で検討し新しい項目をもうける。

2.18 会告・会報

会告は学会から会員への連絡事項、関連学協会の情報など。会報は学会の事業報告などをまとめたもの。

3. 論文および技術ノートの投稿条件

論文および技術ノートの著者は、少なくとも1名が会員でなければならない。

4. 原稿の種類

原稿は、依頼原稿および投稿原稿の2種とする。ただし、論文および技術ノートは投稿原稿のみとする。

5. 原稿の作成

5.1 原稿の書式と体裁

用紙は、A4判、縦置きで、横書きとし、詳細は別に定める執筆要領に従うものとする。

5.2 用 語

論文および技術ノートは、和文もしくは英文とする。それ以外の記事は原則として和文とする。

5.3 原稿の長さおよび必要項目

- (1) 原稿の長さの限度は、編集委員会が特に認めた場合を除いて、いずれも表題、図、表、抄録、参考文献などを含めた刷上りページ数により表のとおりとする。なお、刷上り1ページの目安は、和文の場合は原稿3枚、英文の場合は780語である。
- (2) 図、表の合計数の限度は、図、表の番号でなく点数により表のとおりとする。
- (3) 各記事に必要な項目は表のとおりとする。
- (4) 規定の長さを超す原稿については編集委員会から短縮を要請することがある。
- (5) 論文および技術ノートについても(4)と同様に取扱うが、やむを得ず超過する場合は、その超過分に要する費用(編集委員会によって定めた金額、刷上り1ページ当り25,000円)を著者から徴収する。
- (6) カラー印刷など多額の経費を要する場合、その実費は著者の負担とする。

表 原稿の長さおよび必要項目

記事の種類	刷上り 頁数	図表点数 (最大数)	英文 表題	要旨	キー ワード	抄録
安全への提言	1	原則として 使用しない	○			
総説	7	10点程度	○	○	○	
論文	7	10点程度	○	○	○	○
技術ノート	4	8点程度	○	○	○	○
トピックス	0.5	1点程度				
資料	7	10点程度	○	○	○	
災害事例分析	7	10点程度	○	○	○	
災害事例 事故・災害 ニュース	4	5点程度	○			
図書紹介	0.5	原則として 使用しない				
我が社の 環境安全活動	4	8点程度	○			
研究施設・ 研究活動紹介	4	8点程度	○			
学術活動報告	4	8点程度	○			
新製品紹介	0.5	1点以内				
談話室	2	5点程度	○			
安全工学用語	1	2点以内				
その他 (論説、評論など)	7以内	10点程度				

6. 原稿の提出、審査

6.1 提 出

原稿は、図、表、写真、抄録などすべてを含めた電子ファイル(MS-Word もしくは PDF、画像解像度 300 dpi 以上)を下記の安全工学会あてに送付する。原稿到着日をもって原稿受付日とする。

安全工学会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-5-2

TEL 03-6206-2840 FAX 03-6206-2848

E-mail jsse-2004@nifty.com

6.2 審 査

論文と技術ノートの原稿の採否は、論文審査小委員会が決定する。その扱いは別に定める。それ以外の記事の原稿の採否は編集委員会が決定する。編集委員会は審査の結果に基づき、原稿について訂正を求めることができる。

- (1) 編集委員会が訂正を要求した場合、執筆者は指摘された箇所以外の箇所に変更を加えてはならない。ただし、編集委員会の承諾がある場合はこの限りではない。
- (2) 訂正を求められた原稿は原則として1か月以内に再提出しなければならない。返却の日より1か月を過ぎて再提出されない場合は、投稿を断念したものととして処理し、それ以後再提出された原稿は新規提出原稿として取り扱う。

7. 著者校正

初校は原則として著者が行い、再校正以後は編集委員会が行う。この際、印刷上の誤り以外の修正、図版の修正は認められない。校正刷りは受取後2日以内に返却すること。期限に遅れた場合は編集委員会の校正をもって校正終了とする。

8. 別 刷

別刷の追加を希望する場合は、著者校正の際、発行所から同封される「別刷申込書」に必要事項を記入の上、校正刷り返却時に申し込むこと。

9. 著 作 権

本会誌に掲載された記事の著作権は安全工学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めるとき、あるいは外部から引用の申請があったときは、編集委員会で審議し、転載を認めることがある。

10. 適 用

本投稿規程は、平成28年4月15日から適用する。